

宮古広域公園整備事業
～環境影響評価方法書～
〔公表版〕

平成 29 年 7 月

沖縄県

はじめに

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）の一部が平成23年4月に改正され、「計画段階配慮書の手続き」が新設された。沖縄県では、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）が改正されたことに伴い、法との整合を図るとともに、より環境に配慮した「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）を推進するため、「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年条例第77号）が平成25年3月に改正された。

本書は、改正された「沖縄県環境影響評価条例」（平成12年条例第77号）に基づき、「宮古広域公園整備事業計画段階環境配慮書」（平成28年4月）を踏まえて、環境影響評価方法書としてとりまとめたものである。

宮古広域公園整備事業～環境影響評価方法書～

目 次

第1章 都市計画決定権者等の氏名及び住所	1-1
1.1 都市計画決定権者の氏名及び住所	1-1
1.2 事業者の氏名及び住所	1-1
第2章 対象事業の目的及び内容等	2-1
2.1 対象事業の目的	2-1
2.2 対象事業の内容	2-1
2.2.1 対象事業の名称及び種類	2-1
2.2.2 対象事業の実施区域	2-1
2.2.3 対象事業の規模及び内容に関する事項	2-4
2.2.4 対象事業に係る工事計画	2-16
2.2.5 対象事業の背景、検討経緯及び必要性	2-18
第3章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる 地域及びその概況	3-1
3.1 社会的状況	3-2
3.1.1 人口	3-3
3.1.2 産業	3-4
3.1.3 土地利用	3-6
3.1.4 環境保全について特に配慮が必要な施設	3-8
3.1.5 水利用	3-10
3.1.6 交通	3-15
3.1.7 環境整備	3-17
3.2 自然的状況	3-22
3.2.1 大気環境	3-22
3.2.2 水環境	3-28
3.2.3 土壌及び地盤環境	3-44
3.2.4 地形及び地質	3-46
3.2.5 植物、動物及び生態系	3-53
3.2.6 景観	3-67
3.2.7 人と自然との触れ合い活動の場	3-73

3.2.8 歴史的・文化的環境	3-85
3.3 関係法令等の指定、規制等	3-86
3.3.1 関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容	3-86
3.3.2 自然環境の保全に関する指針等、環境保全に関する施策	3-101
第4章 方法書作成までの概要	4-1
4.1 配慮書手続きの概要	4-1
4.1.1 影響要因及び環境要素の抽出	4-1
4.1.2 事業特性及び地域特性	4-2
4.1.3 計画段階配慮事項の選定	4-2
4.1.4 計画段階配慮事項の選定もしくは非選定理由	4-4
4.1.5 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法	4-9
4.1.6 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	4-13
4.1.7 配慮書の公表及び縦覧	4-74
4.1.8 配慮書に対する「一般の意見」、「関係行政機関の長の意見」の 概要、及び事業者（都市計画決定権者）の見解	4-75
4.2 施設の配置及び環境配慮に係る検討の経緯及びその内容	4-79
4.2.1 施設の配置及び環境配慮に係る検討の経緯	4-79
4.2.2 環境配慮の方向性	4-79
第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	5-1
5.1 環境影響評価の項目	5-1
5.1.1 事業特性及び地域特性	5-1
5.1.2 環境影響要因の抽出	5-2
5.1.3 環境影響評価の項目の選定	5-3
5.1.4 環境影響評価の項目の選定理由	5-4
5.1.5 環境影響評価の項目として選定しなかった理由	5-6
5.2 調査、予測の手法	5-9
5.2.1 大気質	5-10
5.2.2 騒音	5-15
5.2.3 振動	5-20
5.2.4 赤土等による水の濁り	5-25
5.2.5 水の汚れ	5-29
5.2.6 陸域植物	5-35
5.2.7 陸域動物	5-38
5.2.8 生態系	5-41
5.2.9 景観	5-43
5.2.10 人と自然との触れ合い活動の場	5-47
5.2.11 歴史的・文化的環境	5-51
5.2.12 廃棄物等	5-55

5.3 評価の手法	5-56
5.3.1 環境影響の回避、低減に係る評価	5-56
5.3.2 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する 施策との整合性	5-59
第6章 環境影響評価の委託者の名称及び住所	6-1
資料編 有識者による助言等	